

聴覚障害児においても健聴児と同じく主体性のある自立的な人間として育てることが育児の目標です。聴覚障害児への支援は“ことば”の訓練をすることではなく、聴覚障害があるために発達しにくい面を、残存している聴力と他の感覚（視覚や触覚）の活用を行いながら心身の全体的発達を損なわないようにすることであり、聴覚障害をもちながら個々の児の諸能力が最大限に発達するのを支援することです。

## 1. 早期支援の目的

子どもが聴覚障害と分かった保護者が障害に向き合い、育児に向き合っていくにはサポートが必要となります。保護者が精神的に安定していることが親子のコミュニケーションの基礎となり、その後のことばの獲得に大きく影響してくるため、少しでも早い段階から保護者が支援を受ける機会を作ることが大切です。

また、脳の可塑性が認められている乳幼児期からの学習は有効で、聴覚障害においても早期支援が語彙数や言語性認知能力を高めると言われています。

早期支援が有効であるためには、支援開始時期、専門家による個々に合わせた支援プログラムの幅広さと柔軟性、支援プログラム実施の密度、家族支援などが重要となります。

## 2. 親子関係の確立に対する支援

親子関係の確立は、聴覚障害の有無にかかわらずことばやコミュニケーションの発達の根幹となります。しかし、障害児（疑いを含め）の場合には保護者は気持ち不安定なまま育児にあたることになるため、良好な親子関係の成立の支援がより一層重要となります。保護者が障害の告知によって混乱し悲嘆する時期を乗り越え、育児に積極的に対することができるよう、聴覚障害とその支援に関する正しい知識を持った者が対応することが必要です。支援にあたる専門家としては、言語聴覚士、ろう学校教員が中心となり、耳鼻咽喉科医、小児科医、臨床心理士、保健師などとの連携をとりながら、支援を行うことが望まれます。

子どもに接する時間が長い母親が育児の中心となる場合が多いですが、母親のみに過重な負担がかからないよう周囲の方の支援が必要です。保護者の気持ちが安定することで良好な親子関係が確立し、さらには子どもの健やかな発達にもつながります。

また聴覚障害児に健聴のきょうだいがいる場合、保護者は障害のある児に注目しがちで、きょう代いは孤独や不満を感じていることが少なくありません。支援にあたる専門家は、きょうだいを含めた親子関係の確立に対する支援が必要となります。

### 3. 保護者支援の基本方針

#### ■ 保護者の心理面に配慮すること

子どもが聴覚障害という診断を受けてから間もない時期にある保護者は診断にショックを受け、不安定な心理状態にある場合もあり、担当者は保護者が子どもの障害を冷静に受け止め、前向きな姿勢で療育に取り組むことができるように導いていく必要があります。さらに担当者は、その時々保護者の心理状態を把握し、不安を少しでも解消し具体的な見通しが持てるよう、保護者の話を傾聴することが重要となります。

保護者に対して聞こえやことばの問題だけに注意を向けるのではなく、親としての役割や愛着形成について理解を促し、子どもの全般的な発達を見通せるように支援することも必要となります。

#### ■ 個々への対応を通して保護者との信頼関係を築くこと

子どもの実態や保護者の受け止め方、家庭の状況が一人一人異なるため、個々の事情を把握したうえで、気持ちに寄り添い支援を進めていく必要があります。ケースバイケースで真摯に向き合い保護者との信頼関係を築くことにより、支援が有効に働くことになります。また、保護者だけでなく家族(祖父母・きょうだなど)も含め支援を行うことも重要な視点となります。

#### ■ 障害受容を促し、コミュニケーションの重要性を伝えること

保護者には個別にまたは保護者対象の研修会などを通し、聴覚障害についてまたお子さんが発達上どのような時期であるのかについて、分かりやすく説明し理解を促していく必要があります。日常生活の中で、子どもへの接し方を保護者が身につけ、よきコミュニケーションパートナーとなり、子どもと豊かなコミュニケーションを毎日積み重ねられるよう支援することが重要となります。

### 4. コミュニケーション方法

聴力レベルや家庭環境によって主なコミュニケーションの方法は異なることがありますが、一般的に以下の方法が挙げられます。実際には、聴覚活用を行いながら視覚活用も併用する(トータルコミュニケーション)が多くなります。

#### ■ 聴覚口話法

補聴器または人工内耳による保有聴力を活用しながら相手の口形をみることで、会話の内容を理解する方法です。

#### ■ 手話

手指や腕の動き、顔の表情や視線、口形を合わせて表現する視覚言語で、日本手話と日本語対応手話があります。特に日本手話は、他の言語と同様に1つの言語と認められています。

#### ■ キュードスピーチ

「5つの母音の口形+行ごとの手のサイン(キュー)」で1つの音を表します。口形が同じ単語でも、視覚的に識別を助けることができます。

#### ■ 指文字

50音と数字を1文字ずつに対応した手指の形で表現し、新しいことばや固有名詞の時に使用することが多いです。

## 5. 早期支援とコミュニケーション

子どもが小さいときには「聴覚」「視覚」のみという単感覚を用いるのではなく、音声や身振り、表情など様々な手段を用いて、親子間で「伝わる」という実感が持てるような方法を取り入れていくことが大切です。コミュニケーション方法がどのような方法であっても、早期から関わりあうことが望まれます。

乳幼児期は言語獲得に大切な時期と言われ、ことば以前のコミュニケーション（前言語コミュニケーション）からことばを使用するコミュニケーション（言語コミュニケーション）への移行期にあたります。この大切な時期に、遊びや生活の中で保護者が適切に判断し接することができるように十分な情報の提供と適切な助言を行い、保護者の希望に沿った早期支援が必要となります。

## 6. 家庭における養育

早期支援開始後も療育施設・教育機関で直接の指導を受ける時間は限られ、家庭での関わりがとて重要となります。しかし養育者は家庭において訓練士の役割を持つのではなく、どの様な場合でも子どもを受容し「子どもを可愛がる」こと、育児を楽しむことを心がけることが大切です。

子どもと関わる場合は、はっきりしたことばでゆっくり表情豊かに、身振りを加えて話したり、体を動かして一緒に遊びます。また、その場面にあったいろいろな音を聴く（聴覚的実体験）機会を日常生活の中で作ってあげることも大切です。聴覚障害児の養育では、特にスキンシップを大切に、子どもからの信号を注意深く受け止め、これに応じることが必要です。その中で、親子のコミュニケーションが円滑にできることが大切であり、そのためにはいろいろなコミュニケーション方法の活用も必要となります。

補聴器や人工内耳を活用した聴覚学習では、聴能の発達を促すために単に音を聞かせるのではなく、子ども自身が耳を傾けて（注意を向けて）聴く状態に導くことが重要です。つまり、子どもが「聞く（hear）」のではなく、自発的に「聴く（listen）」状態をつくるよう心がけます。

## 7. 保護者同士の交流の場（沖縄県聴覚障害児を持つ親の会）

聴覚障害児の多くは健聴の両親から生まれ、また両親は聴覚障害者と接した経験がほとんどない場合が多いため、聴覚障害者の生活について理解が難しく、児の養育にあたり困惑することが多くなります。この時に、聴覚障害者および聴覚障害児を持つ先輩の親は、ピアカウンセラーとして両親を支援することができます。

また児および家族が聴覚障害者や聴覚障害児、その家族と交流することは、社会的関係を形成するうえで、健聴児や健聴者との交流同様に重要であり、早期支援の一環として交流の場を確保することが必要です。

# VIII. 関係機関一覧

## 1. 聴力検査機関

### a) 他院より受け入れ可能な新生児聴覚スクリーニング検査実施機関(令和2年末時点)

医療機関名	住 所	電話番号	他院からの受入
沖縄県立北部病院	名護市大中2-12-3	0980-52-2719	
うえむら病院	中城村南上原803-3	098-895-3535	要相談
沖縄県立中部病院	うるま市宮里281	098-973-4111	
あいレディースクリニック	沖縄市美里4-17-7	098-937-1111	
ゆいクリニック	沖縄市登川2444-3	098-989-3801	
友愛医療センター	豊見城市字与根50番地5	098-850-3811	要相談
南部徳洲会病院	八重瀬町字外間171-1	098-998-3221	要相談
たから産婦人科	那覇市字上間171	098-853-3511	
新田クリニック	那覇市前島1-14-3	098-863-0073	
沖縄県立宮古病院	宮古島市平良字下里427-1	0980-72-3151	
奥平産婦人科医院	宮古島市平良字下里1259-1	0980-72-3026	

### b) 沖縄県の二次聴力検査機関(耳鼻咽喉科)

病院名	住 所	電話番号
県立北部病院	名護市大仲2-12-3	0980-52-2719
県立中部病院	うるま市宮里281番	098-973-4111
中頭病院	沖縄市字登川610番地	098-939-1300
県立南部医療センター・こども医療センター	南風原町字新川118-1	098-888-6400
友愛医療センター	豊見城市字与根50番地5	098-850-3811
県立宮古病院	宮古島市平良字下里427-1	0980-72-3151
県立八重山病院	石垣市真栄里584-1番地	0980-87-5557

### c) 沖縄県の精密聴力検査機関(耳鼻咽喉科)

病院名	住 所	電話番号
琉球大学病院	西原町字上原207番地	098-895-3331

## 2. 療育施設・教育機関

施設名	住 所	電話番号
沖縄ろう学校 乳幼児教育相談	北中城村字屋宜原415	098-932-5475
琉球大学病院 耳鼻咽喉科	西原町字上原207番地	098-895-3331
中頭病院 耳鼻咽喉科	沖縄市登川610番地	098-939-1300

※ 県内に難聴幼児通園施設はなし

### 3. 患者団体

#### ■ 沖縄県聴覚障害児を持つ親の会

会長：真栄城 守信

E-mail：hime-okinawa2324@wish.ocn.ne.jp

HP：https://okinawanantyou.ti-da.net/

### 4. 市町村母子保健担当課

	市町村名	担 当 課	電話番号
北部	名護市役所	健康増進課	0980-53-1281
	国頭村役場	住民福祉課	0980-41-5767
	大宜味村役場	住民福祉課	0980-44-3003
	東村役場	福祉保健課	0980-43-2202
	今帰仁村役場	福祉保健課 保健センター	0980-56-1234
	本部町役場	健康づくり推進課	0980-47-2103
	伊江村役場	医療保健課	0980-49-5000
	伊平屋村役場	住民課	0980-46-2142
	伊是名村役場	住民福祉課	0980-45-2137
	中部	宜野湾市役所	健康増進課
沖縄市役所		こども相談・健康課	098-939-1252
うるま市役所		こども健康課	098-923-7609
恩納村役場		福祉課	098-966-1207
宜野座村役場		健康福祉課	098-968-3253
金武町役場		保健福祉課	098-968-5932
読谷村役場		健康推進課 こども未来課	098-982-9211
嘉手納町役場		子ども家庭課	098-956-1111
北谷町役場		保健衛生課	098-936-4336
北中城村役場		健康保険課	098-935-2233
中城村役場	こども課	098-895-2271	
那覇	那覇市役所	地域保健課	098-853-7962
南部	浦添市役所	こども家庭課	098-875-2100
	渡嘉敷村役場	民生課	098-987-2322
	座間味村役場	総務・福祉課	098-896-4045
	粟国村役場	民生課	098-988-2017
	渡名喜村役場	民生課	098-989-2317

# VIII. 関係機関一覧

	市町村名	担当課	電話番号
	南大東村役場	福祉民生課	09802-2-2116
	北大東村役場	福祉衛生課	09802-3-4567
	久米島町役場	福祉課	098-985-7124
	糸満市役所	健康推進課	098-840-8126
	豊見城市役所	子育て支援課	098-850-0143
	西原町役場	健康支援課	098-945-4791
	南城市役所	健康増進課	098-917-5324
	八重瀬町役場	健康保健課	098-998-1149
	与那原町役場	健康保険課	098-945-6633
	南風原町役場	国保年金課	098-889-7381
宮古	宮古島市役所	健康増進課	0980-73-4572
	多良間村役場	住民福祉課	0980-79-2623
八重山	石垣市役所	健康福祉センター	0980-88-0088
	竹富町役場	健康づくり課	0980-82-7519
	与那国町役場	長寿福祉課	0980-87-3575

## 5. 保健所

施設名	電話番号
北部保健所	0980-52-2704
中部保健所	098-938-9700
南部保健所	098-889-6945
宮古保健所	0980-72-8447
八重山保健所	0980-82-3241
那覇市保健所	098-853-7962